

議案第61号

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年9月10日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条の2中「第52条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第8条の3中「第52条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第8条の4中「第53条」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第8条の5中「及び第54条の3第3項から第5項まで」を「並びに第54条の3第4項及び第7項から第9項まで」に改める。

第8条の6中「第54条の2」の次に「及び第54条の3第4項」を加える。

第23条第1項中「6箇月」を「6月（急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の納付について、区長がやむを得ないと認めるときは、1年）」に改める。

第27条中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第23条第1項の改正規定及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）附則第16条の規定によりなお従前の例によることとされた被保険者証又は被保険者資格証明書の交付を受けている者についての入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費及び訪問看護療養費の支給については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第23条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年10月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以前の期間に係るもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 4 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（提案理由）

急患等として保険医療機関等を受診した被保険者に係る保険料の徴収猶予期間の特例を定める等の必要がある。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(入院時食事療養費) 第 8 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 5 2 条及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(入院時食事療養費) 第 8 条の 2 入院時食事療養費の支給は、法第 5 2 条_____に定めるところによる。
(入院時生活療養費) 第 8 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 5 2 条の 2 及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(入院時生活療養費) 第 8 条の 3 入院時生活療養費の支給は、法第 5 2 条の 2 _____に定めるところによる。
(保険外併用療養費) 第 8 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 5 3 条及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(保険外併用療養費) 第 8 条の 4 保険外併用療養費の支給は、法第 5 3 条_____に定めるところによる。
(療養費) 第 8 条の 5 療養費の支給は、法第 5 4 条並びに第 5 4 条の 3 第 4 項及び第 7 項から第 9 項までに定めるところによる。	(療養費) 第 8 条の 5 療養費の支給は、法第 5 4 条及び第 5 4 条の 3 第 3 項から第 5 項まで_____に定めるところによる。
(訪問看護療養費) 第 8 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 5 4 条の 2 及び第 5 4 条の 3 第 4 項に定めるところによる。	(訪問看護療養費) 第 8 条の 6 訪問看護療養費の支給は、法第 5 4 条の 2 _____に定めるところによる。
(徴収猶予) 第 2 3 条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又	(徴収猶予) 第 2 3 条 区長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又

は一部を一時に納付することができな
いと認める場合においては、その申請
によつて、その納付することができな
いと認められる金額を限度として、6
月（急患等として保険医療機関等を受
診した被保険者に係る保険料の納付に
ついて、区長がやむを得ないと認める
ときは、1年）以内の期間を限つて徴
収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若し
くは第5項の規定による届出をせず、
又は虚偽の届出をした

____者に対し、10万円以下の過料を
科する。

は一部を一時に納付することができな
いと認める場合においては、その申請
によつて、その納付することができな
いと認められる金額を限度として、6
箇月

____以内の期間を限つて徴
収を猶予することができる。

(1)～(4) 略

2 略

(過料)

第27条 区長は、法第9条第1項若し
くは第9項の規定による届出をせず、
若しくは虚偽の届出をし、又は同条第

3項若しくは第4項の規定により被保
険者証の返還を求められてこれに応じ
ない者に対し、10万円以下の過料を
科する。